

資料 3 東京都地域危険度測定調査委員会設置要綱
及び委員会名簿

東京都地域危険度測定調査委員会設置要綱

(制定 平成 3 年 3 月 19 日 2 都市防管第 402 号)

(改正 平成 6 年 3 月 29 日 5 都市防管第 676 号)

(改正 平成 11 年 5 月 19 日 11 都市防管第 46 号)

(改正 平成 14 年 7 月 5 日 14 都市防防第 187 号)

(改正 平成 16 年 4 月 20 日 16 都市整企
第 2 号)

(改正 平成 21 年 6 月 19 日 21 都市整防第 182 号)

(設置及び目的)

第 1 条 東京都震災対策条例（平成 12 年 12 月 22 日条例第 202 号）第 12 条第 1 項に規定する地震に関する地域の危険度の科学的測定のための調査（以下「調査」という。）について、学識経験者による専門の立場からの検討を行うため、地域危険度測定調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、調査に関する次の事項について検討し、都市整備局長に報告する。

- (1) 調査のあり方に関すること。
- (2) 調査の実施方法に関すること。
- (3) 調査結果に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(構成等)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者及び都市整備局長が指定する職にある行政関係者のうちから、都市整備局長が委嘱する 10 名以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、おおむね 5 年ごとに調査結果を公表する 1 回の調査完了までとする。

(委員長及び副委員長等)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要ある時は、第 6 条 2 項で掲げる専門委員及び他の学識経験者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員長は、必要ある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、第2条に掲げる事項について詳細に検討をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者及び次の(1)、(2)に掲げる者(以下「専門委員」という。)で構成する。

(1) 学識経験を有する者で、都市整備局長が委嘱又は指名する者

(2) 行政関係者で、都市整備局長が指定する職にある者

3 専門委員の任期は、都市整備局長が指定する期間とする。

4 専門部会には専門部会長を置き、専門委員の互選によるものとする。

5 専門部会長は、専門部会の会務を総理し、その経過及び結果を委員長に報告する。

6 専門部会は、専門部会長が召集する。

7 専門部会長は、必要ある時は、学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調整会議)

第7条 各専門部会間において調整を要する事項及びその他必要な事項を検討するため調整会議を置くことができる。

2 調整会議は、委員長が指名する者で構成する。

3 調整会議は、委員長が招集し、主宰する。

(意見聴取)

第8条 都市整備局長は、必要ある時は、第2条に定める事項について、委員または専門委員に個別に意見を聴取することができる。

2 都市整備局長は、必要ある時は、第2条に定める事項について、当該調査完了後においても、委員または専門委員であった者に意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部防災都市づくり課において処理する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 5 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 6 月 19 日から施行する。

委員会名簿

地域危険度測定調査委員会委員

職名	氏名	現職
委員長	なかばやし いつき 樹	明治大学 大学院政治経済学研究科 特任教授
副委員長	やまがき ふみお 雄	千葉大学 大学院工学研究科 教授
委員	いちこ たろう 太郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 教授
	いとがわ えい 栄	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授
	いながき けいこ 子	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 特別研究教員
	いむら のりこ 子	武蔵野大学 工学部建築デザイン学科 教授
	えの もと 孝 久	神奈川大学 工学部建築学科 教授
	おさらぎ としひろ 泰	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授
	かとう たかあき 明	東京大学 生産技術研究所 准教授
	ふじ たかお 織	東京大学 大学院工学系研究科 准教授

※平成 30 年 2 月時点 敬称略

建物倒壊危険度専門部会委員

職名	氏名	現職
部会長	やま ぎき ふみ お 雄 山 崎 文 雄	千葉大学 大学院工学研究科 教授
専門委員	い むら のり こ 子 伊 村 則 子	武蔵野大学 工学部建築デザイン学科 教授
専門委員	え の もと たか ひさ 久 荏 本 孝 久	神奈川大学 工学部建築学科 教授
専門委員	ふじ た か おり 織 藤 田 香 織	東京大学 大学院工学系研究科 准教授

※平成 30 年 2 月時点 敬称略

火災危険度専門部会委員

職名	氏名	現職
部会長	なか ばやし いつ き 樹 中 林 一 樹	明治大学 大学院政治経済学研究科 特任教授
専門委員	いち こ た ろう 郎 市 古 太 郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 教授
専門委員	いといがわ えい いち 一 糸井川 栄 一	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授
専門委員	いな がき けい こ 子 稲 垣 景 子	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 特別研究教員
専門委員	おさ ら ぎ とし ひろ 泰 大 佛 俊 泰	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授
専門委員	か とう たか あき 明 加 藤 孝 明	東京大学 生産技術研究所 准教授

※平成 30 年 2 月時点 敬称略